

# 医療法人社団喜峰会 訪問看護ステーションあすなろ 運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人社団喜峰会が開設する訪問看護ステーションあすなろ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

## （運営の方針）

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションあすなろ
- ② 所在地 愛知県春日井市坂下町5丁目 1215 番地 48

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、看護師と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
看護師 2.5名以上（常勤換算、うち1名以上は常勤）  
理学療法士 1名以上（常勤換算）  
作業療法士 1名以上（常勤換算）  
従業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。（土曜日は訪問リハビリのみ）  
※ただし、国民の祝日、年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## （事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- ② 病状・障害・全身状態の観察と指導
- ③ 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- ④ 褥創の予防と処置
- ⑤ カテーテルの管理や交換
- ⑥ リハビリテーション（機能訓練、日常生活訓練、介助方法指導、家屋改造、福祉用具アドバイス等）
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導

⑨ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 死後の処置料は、10,000円とする。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市の一部(大草・城山・光ヶ丘・桃ヶ丘)、名古屋市守山区の一部(上志段味・中志段味)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団喜峰会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

平成24年6月1日から一部改定

平成25年8月1日から一部改定

平成26年6月1日から一部改定

平成27年6月1日から一部改定

平成27年10月15日から一部改定

平成28年1月1日から一部改定

平成28年9月1日から一部改定

平成28年11月1日から一部改定

平成29年6月1日から一部改定

平成30年6月1日から一部改定

平成30年9月20日から一部改定

令和元年6月1日から一部改定

令和2年6月20日から一部改定

令和3年4月1日から一部改定

令和4年6月1日から一部改定

令和4年9月1日から一部改定

令和6年3月25日から一部改定